

○電子契約をご利用ください

電子メールの送受信ができればご利用可能です。

ご利用にあたって、新たな登録等は不用、通信費以外の費用はかかりません。

●電子契約のメリット

収入印紙、押印が不要

印刷や製本、送付にかかる費用の削減が可能

●電子契約締結の流れ

1. 市へ電子メールにて電子契約利用申出書・契約書データ（word）を提出

2. 市で契約書データの内容を確認

3. 市からクラウドサイン（電子契約システム）を経由し確認依頼メールを受信

4. 内容を確認し同意ボタンを押すと契約締結となる。

5. 契約書は PDF ファイルが原本となる。原本を保存する。

※電子契約による契約でも契約日は契約書データ記載の日付とします。

○市ホームページもご覧ください

電子契約の詳細については市ホームページをご覧ください。

説明動画や電子契約利用申出書等を掲載しています。

須坂市ホームページ：ホーム＞行政情報＞財政・行政＞入札・契約＞電子契約と電子保証について＞電子契約・電子保証について（ページ ID： 1627）

